

第 3 回習志野市バリアフリー 基本構想策定協議会

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

都市整備部 都市計画課

○協議会のスケジュール

●第1回（8月22日）

- 法の理解
- これまでの取り組みの確認
- 協議会の役割
- 協議会のスケジュール

●第3回（12月17日：今回）

- 第2回協議会の課題事項への対応
- バリアフリーまち歩き点検ワークショップの結果報告
- バリアフリー化に向けた取り組み事業について
- ソフト施策に関する事項の検討
- スパイラルアップについての検討。

●第2回（10月21日：前回）

- 基本理念・基本方針の検討
- 各地区の現状と課題
- 重点整備地区の検討
- 生活関連施設及び生活関連経路の検討

●第4回（3月頃：予定）

- 基本構想（案）の策定
- パブリックコメントについて

●第5回（パブリックコメント終了後）

- 基本構想の策定

- 本日の議事について

(1) 第2回協議会の課題事項への対応

(2) バリアフリーまち歩き点検ワークショップの結果報告

(3) バリアフリー化に向けた取り組み事業の検討

(4) ソフト施策に関する事項の検討

(5) スパイラルアップについて

●第2回協議会における主な指摘事項と対応

	項目	指摘内容	対応
①	基本理念（案）	「移動等の円滑化に係る整備」に限定せず、ハード・ソフトを含めた取り組みを反映した表現が良いのではないか。	表現を変更する。
②	生活関連経路	JR新習志野駅北口から国道357号を経路として追加した方が良いのではないか。	バリアフリーまち歩き点検ワークショップ等で現地確認し、経路に追加するか検討する。

①基本理念(案)の変更

だれもが互いに尊重し合い、支え合い、
地域で心身ともに健やかなくらしができる、
やさしいまちを目指します。

参考：習志野市次期基本構想

未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～習志野

ハードに関する記述（Ⅲ 第2章 第2節「暮らしを支える都市基盤の整備」）
➢生活道路のバリアフリー化を進め、高齢者や障がい者等が円滑に通行できるよう改修・改良を行い、全ての市民にやさしいまちづくりを推進します。

ソフトに関する記述

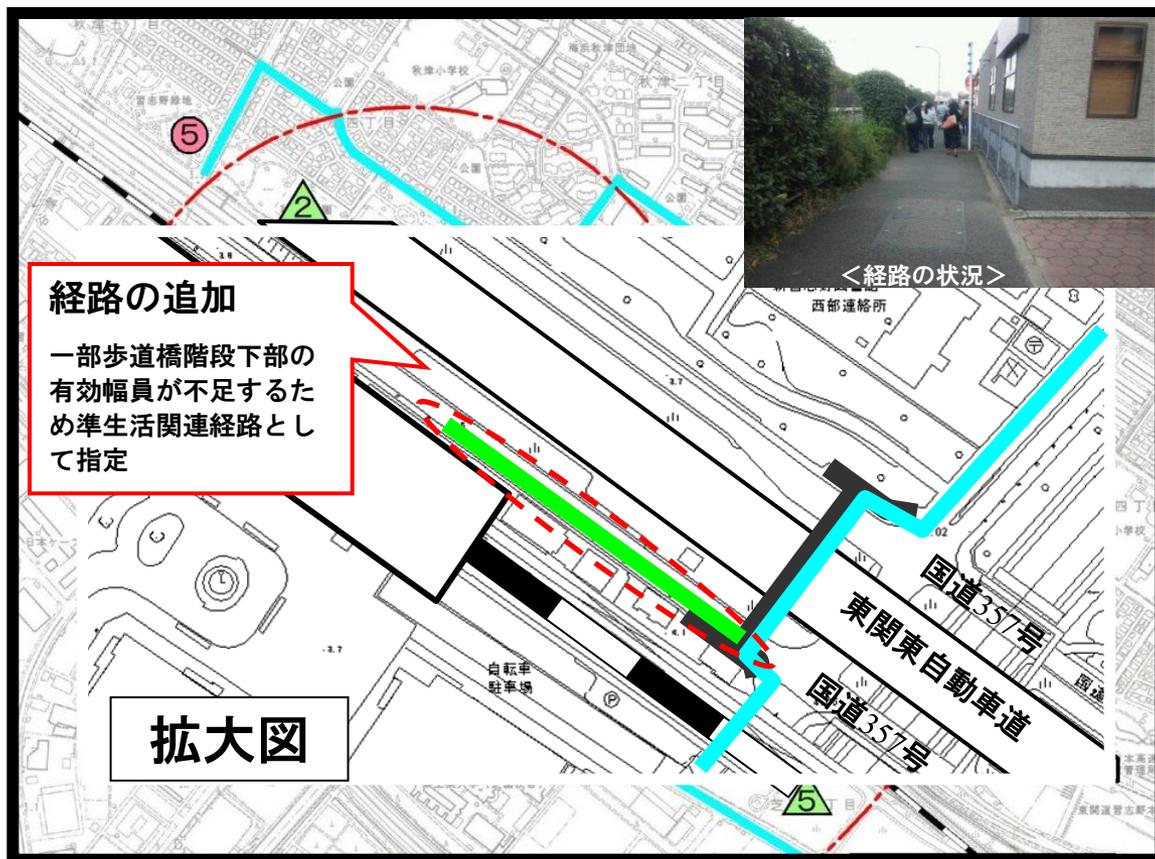
（第1章第1節「誰もが健康を維持できる保健・医療・福祉の充実」）
➢全ての市民が、住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔満ちた生活を送る為には、……共生社会を醸成していかなければなりません。

①基本理念(案)の変更

「移動等の円滑化に係る整備」に
限定せず、ハード・ソフトを含めた取
り組みを反映した表現に変更する。

修正前	修正案
<p><u>移動等の円滑化に係る整備を通じて、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに過ごすことができる社会を目指します。</u></p>	<p><u>だれもが互いに尊重し合い、支え合い、地域で心身ともに健やかなくらしができる、やさしいまちを目指します。</u></p>

② JR新習志野駅周辺地区における生活関連経路(案)の修正



まち歩き点検における現地確認の結果

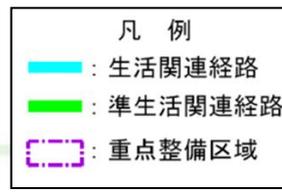
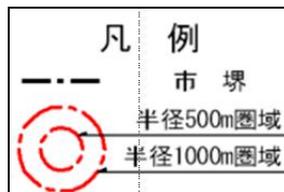
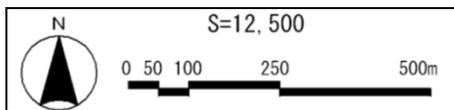
<歩道橋部>



○北口周辺の生活関連施設を結ぶ経路としての必要性は高い

○歩道橋(階段部)～エレベーターまでが狭く、歩行者・自転車の安全対策が必要

○JR新習志野駅から歩道橋(階段部)までは有効幅員2mを確保できる



(2) バリアフリーまち歩き点検ワークショップの結果

●バリアフリーまち歩き点検ワークショップの概要

開催日時	平成25年11月14日（木） 13:00～16:30	平成25年11月18日（月） 13:00～17:00
点検場所	JR新習志野駅周辺地区	JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区 京成津田沼駅周辺地区
参加者	29名	24名
	学識経験者、障がいのある方、高齢の方、市の職員、学生等	
開催内容	まち歩き点検、グループワーク、グループ発表・まとめ	
		
		

● JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

[JR津田沼駅北口・新京成新津田沼駅南口]

- ・ 路上駐輪が多いものの視覚障がい者誘導用ブロックを妨げないようによく整列されている。ただし、はみ出し看板などの課題もある。
- ・ 案内標識やエレベーターなど整備が進められているが、利用しやすい工夫が必要。
- ・ 一部交差点部の段差、勾配の改善が必要。



等

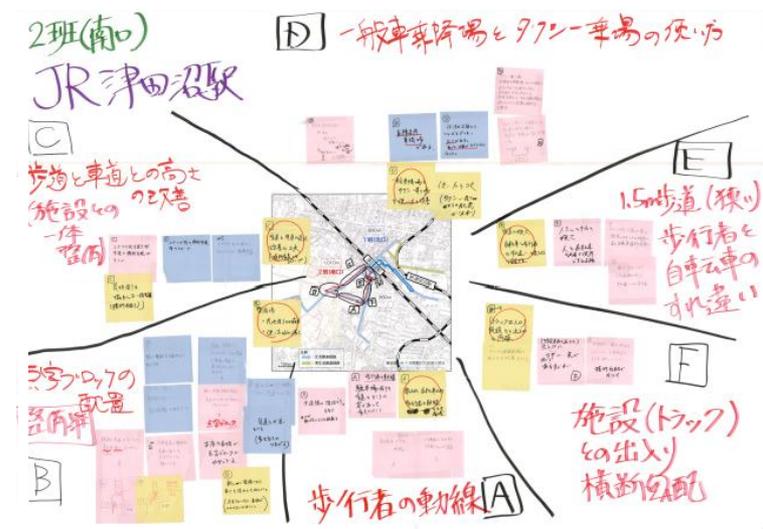


● JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

[JR津田沼駅南口]

- ・ 施設側との一体整備により歩車道の高さの改善を考えていくことが必要。
- ・ 歩行者の動線に配慮した整備（視覚障がい者誘導用ブロックなど）が必要。
- ・ 整備された身障者乗降場とタクシー乗場の使い方のルール・マナー啓発が必要。

等



● JR新習志野駅周辺地区

[北口]

- 歩車道部の傾斜や段差の改善など全体的なバリアフリー化整備が必要。
- 側溝のふた（グレーチング）のすき間が大きいところがある。

等

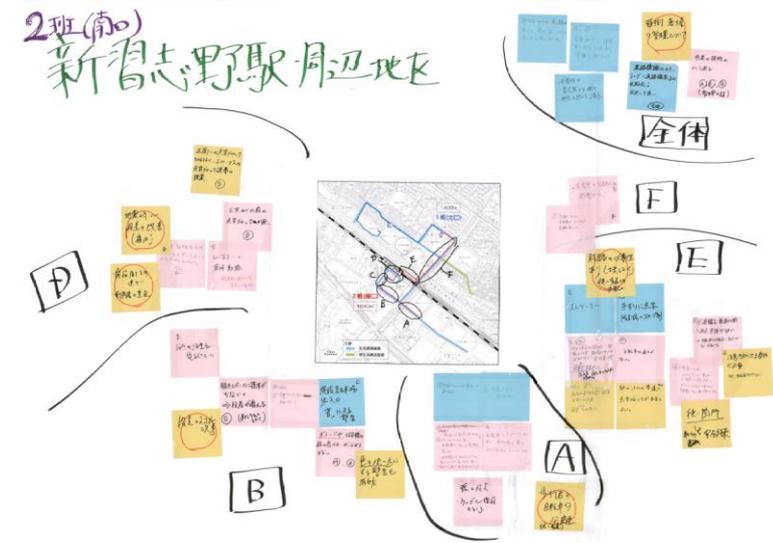


● JR新習志野駅周辺地区

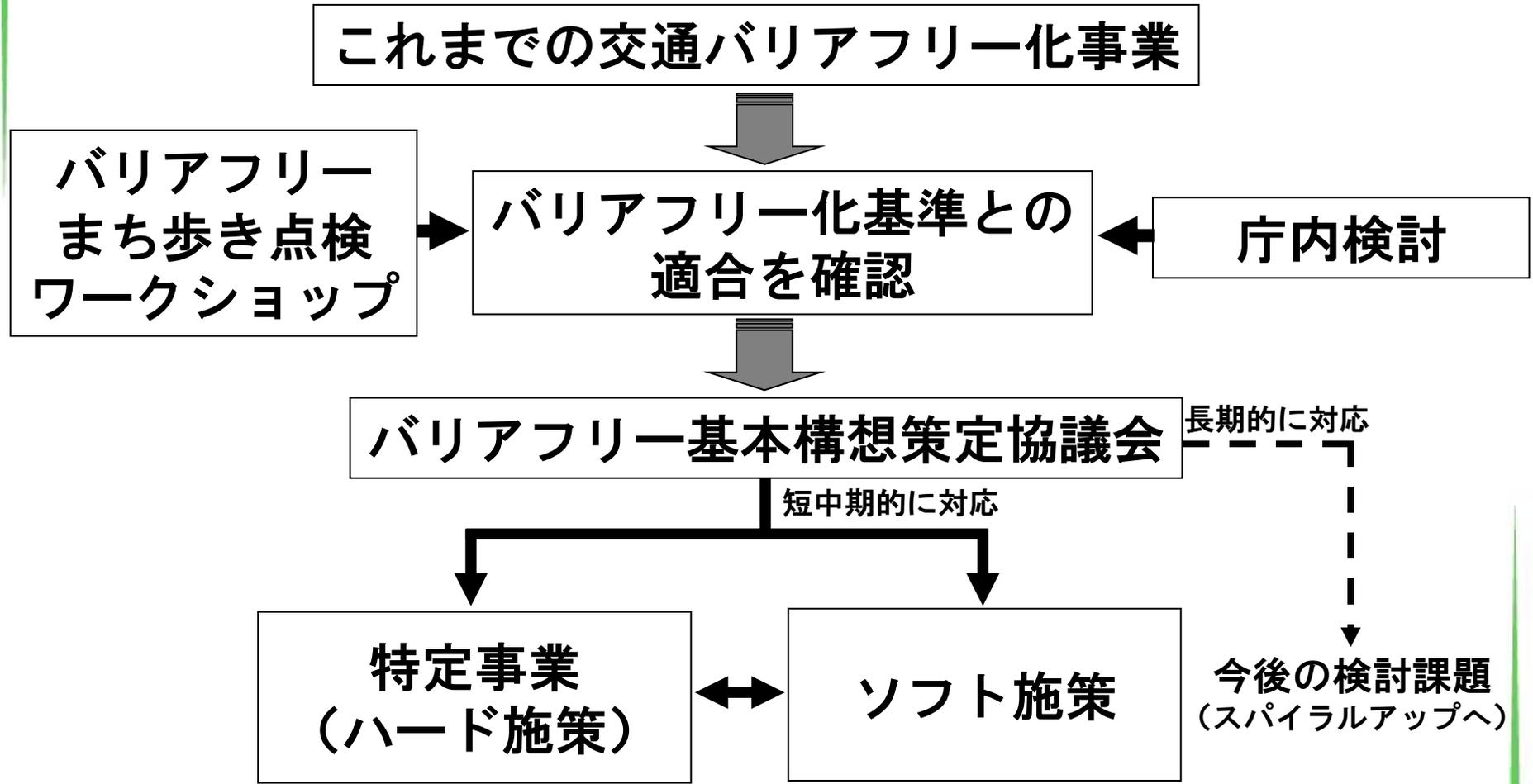
[南口]

- ・ 歩車道部の段差の改善など震災復旧と一体的なバリアフリー化を進める必要。
- ・ 広い歩道では自転車との分離を考えていくべき。
- ・ 植樹・落ち葉の管理など、利用者の意見を反映していく。

等



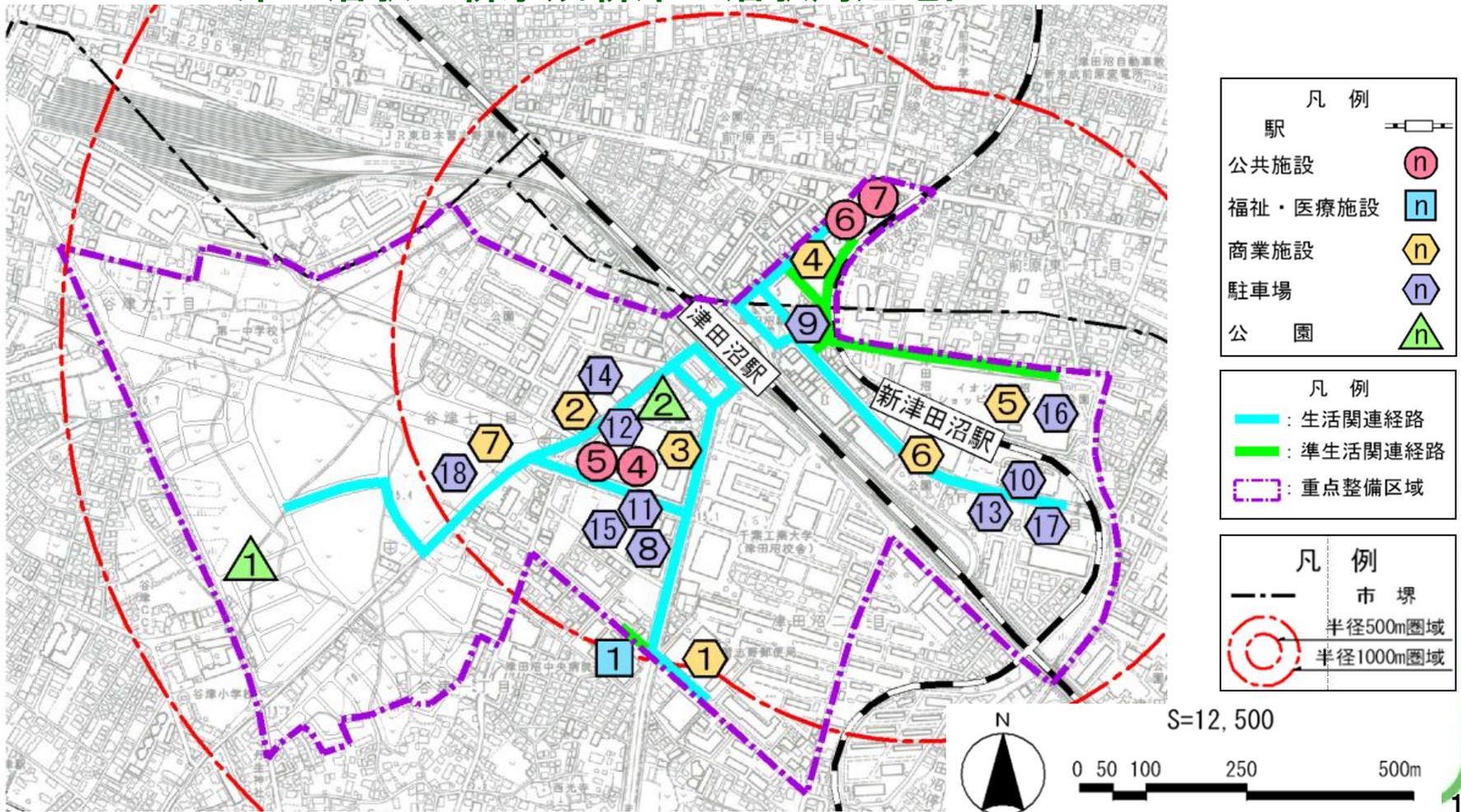
● 取り組み事業の検討の流れ



(3) バリアフリー化に向けた取り組み事業の検討

●重点整備地区の区域（重点整備区域）

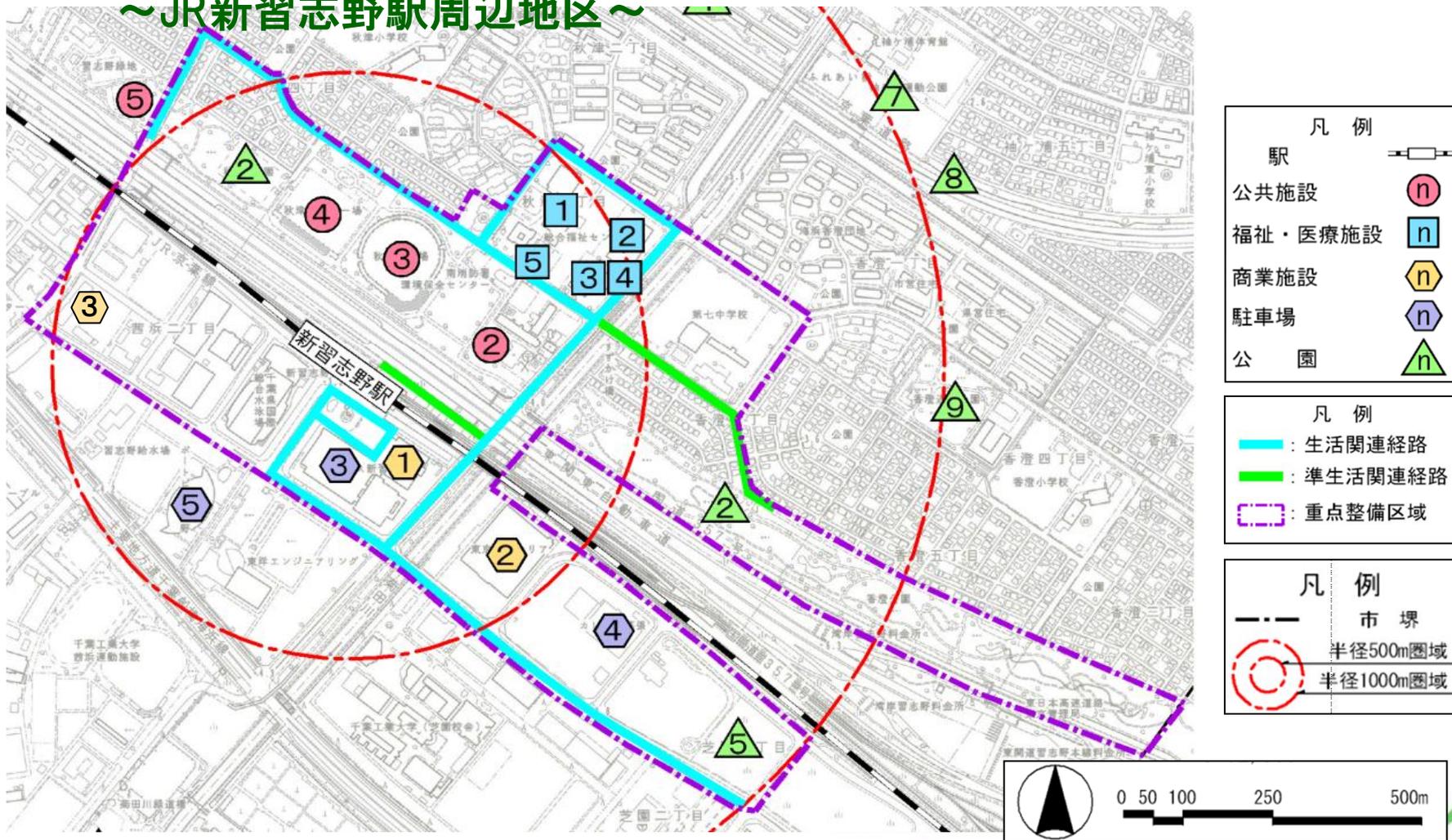
～ JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区～



(3) バリアフリー化に向けた取り組み事業の検討

●重点整備地区の区域（重点整備区域）

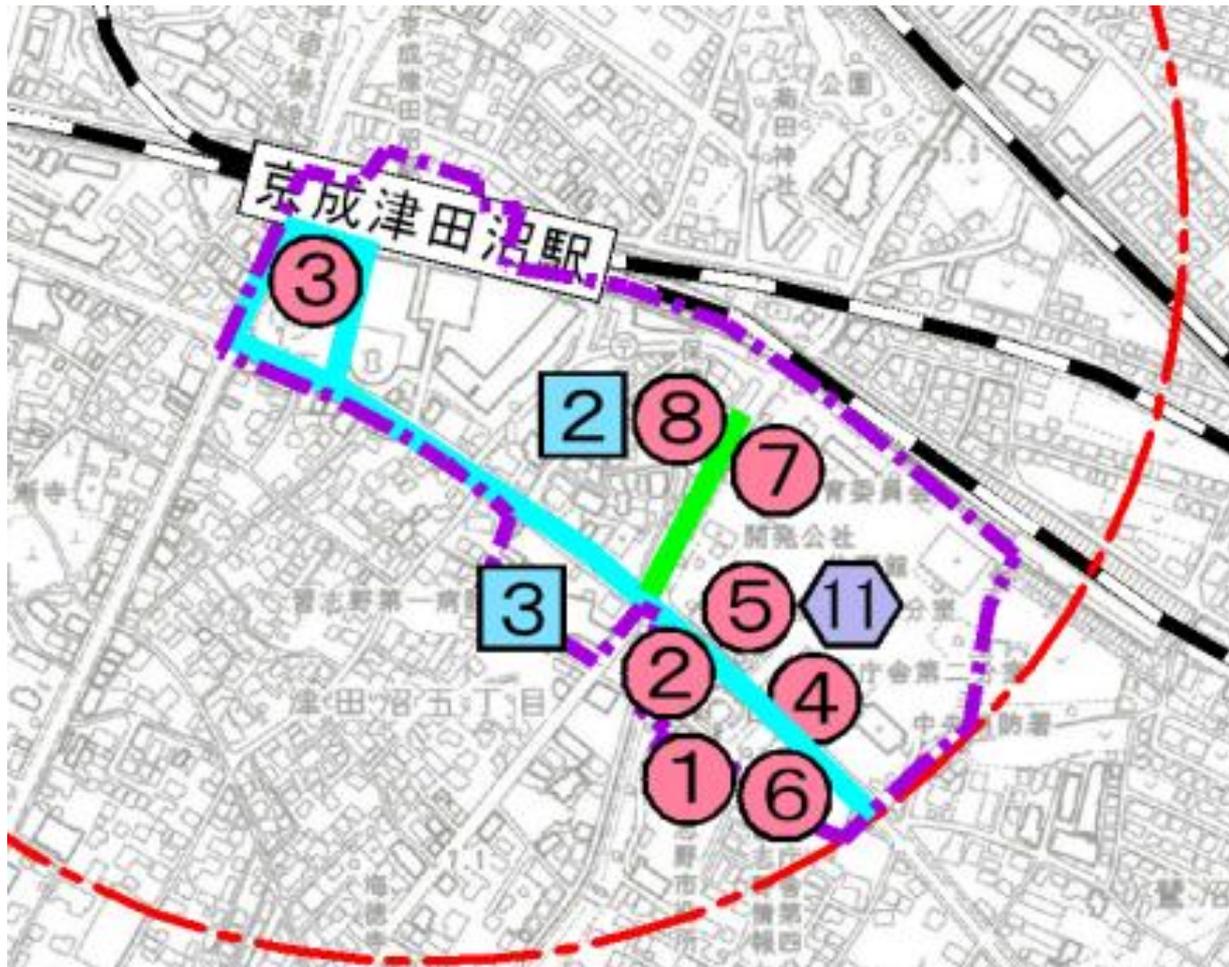
～JR新習志野駅周辺地区～



(3) バリアフリー化に向けた取り組み事業の検討

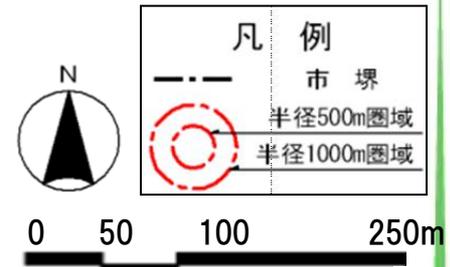
●重点整備地区の区域（重点整備区域）

～京成津田沼駅周辺地区～



凡例	
駅	
公共施設	
福祉・医療施設	
商業施設	
駐車場	
公園	

凡例	
	生活関連経路
	準生活関連経路
	重点整備区域



●重点整備区域におけるバリアフリー化に向けた取り組み事業

重点整備区域			
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅や鉄道車両のバリアフリー化 ・ バス停やバス車両のバリアフリー化 ・ 福祉タクシー車両の導入 		
道路特定事業	生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道の有効幅員2m以上の確保 ・ 歩道勾配の改善：縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下 ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・ 駅前広場のバリアフリー化 ・ 案内板の設置 など 	準生活関連経路
交通安全特定事業		<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー対応信号機の整備 	
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路外駐車場、都市公園、建築物について、バリアフリー化基準に基づき整備を推進する。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> （ 新設・改良時＝バリアフリー化基準への適合義務 既存の施設：基準適合の努力義務 ） </div>		

●公共交通特定事業

- 旅客施設及び車両等は、移動等円滑化整備ガイドラインに基づき整備を行う。
※21ページ参照
- 既に整備が完了している施設及び車両については、維持管理に努める。

(1) 鉄道

- ・駅舎のバリアフリー化の推進を図る。
- ・鉄道車両のバリアフリー化を推進をする。(国の目標：70%)
- ・駅係員、乗務員へのバリアフリー教育を推進する。

(2) バス

- ・バス停のバリアフリー化の整備の推進を図る。
- ・ノンステップバス車両導入を推進する。(国の目標：70%)
- ・乗務員へのバリアフリー教育を推進する。

(3) タクシー

- ・福祉タクシー車両導入を推進する。(国の目標：全国で28,000台)
- ・乗務員へのバリアフリー教育を推進する。

●公共交通特定事業

(1) 鉄道

- ① 駅の出入口からプラットフォームへ通じる経路は、十分な通行空間と、平坦性を確保する。
- ② 高低差がある箇所は、エレベーターまたはスロープを設置する。
- ③ 視覚障がい者誘導用ブロックの設置や改善を行う。
- ④ 駅の各施設（発券機、トイレ、エレベーター、階段等）は、高齢者、障がい者等にとって使いやすい構造とする。
- ⑤ プラットホームには、内方線付視覚障がい者誘導用ブロック等、転落を防止するための設備を設置を行う。
(ホームドア、可動式ホーム柵等の設置についての検討を進める)
- ⑥ プラットホームから車両へスムーズに出来るような乗降設備を整備する。
- ⑦ 各情報を視覚情報・聴覚情報として分かりやすく提供する。
(路線案内、運賃案内、運行情報、非常時の案内等)
- ⑧ 鉄道車両への車いすスペースの設置を行う。
- ⑨ 駅係員、乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図る為の教育を行う。

●公共交通特定事業

(2) バス

- ①バス停にベンチ・上屋を設置する。
- ②車内での停留所案内や筆談用具の設置等、情報を分かりやすく提供する。
- ③ノンステップバスの導入を進める。
- ④乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図る為の教育を行う。

(3) タクシー

- ①福祉タクシーの導入を進める。
- ②乗務員へ高齢者・障がい者等への適切な対応を図る為の教育を行う。

※移動等円滑化整備ガイドライン

「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」

「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」

(国土交通省 平成25年6月改訂)

●道路特定事業

- 国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき整備を行う。
- 既に整備が完了している道路については、維持管理に努める。

(1) 生活関連経路（国、千葉県、船橋市、習志野市）

（国の目標：重点整備地区内100%）

- ・歩道の有効幅員2m以上の確保
- ・歩道勾配の改善：縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・駅前広場のバリアフリー化
- ・案内板の設置 など

(2) 準生活関連経路（国、船橋市、習志野市）

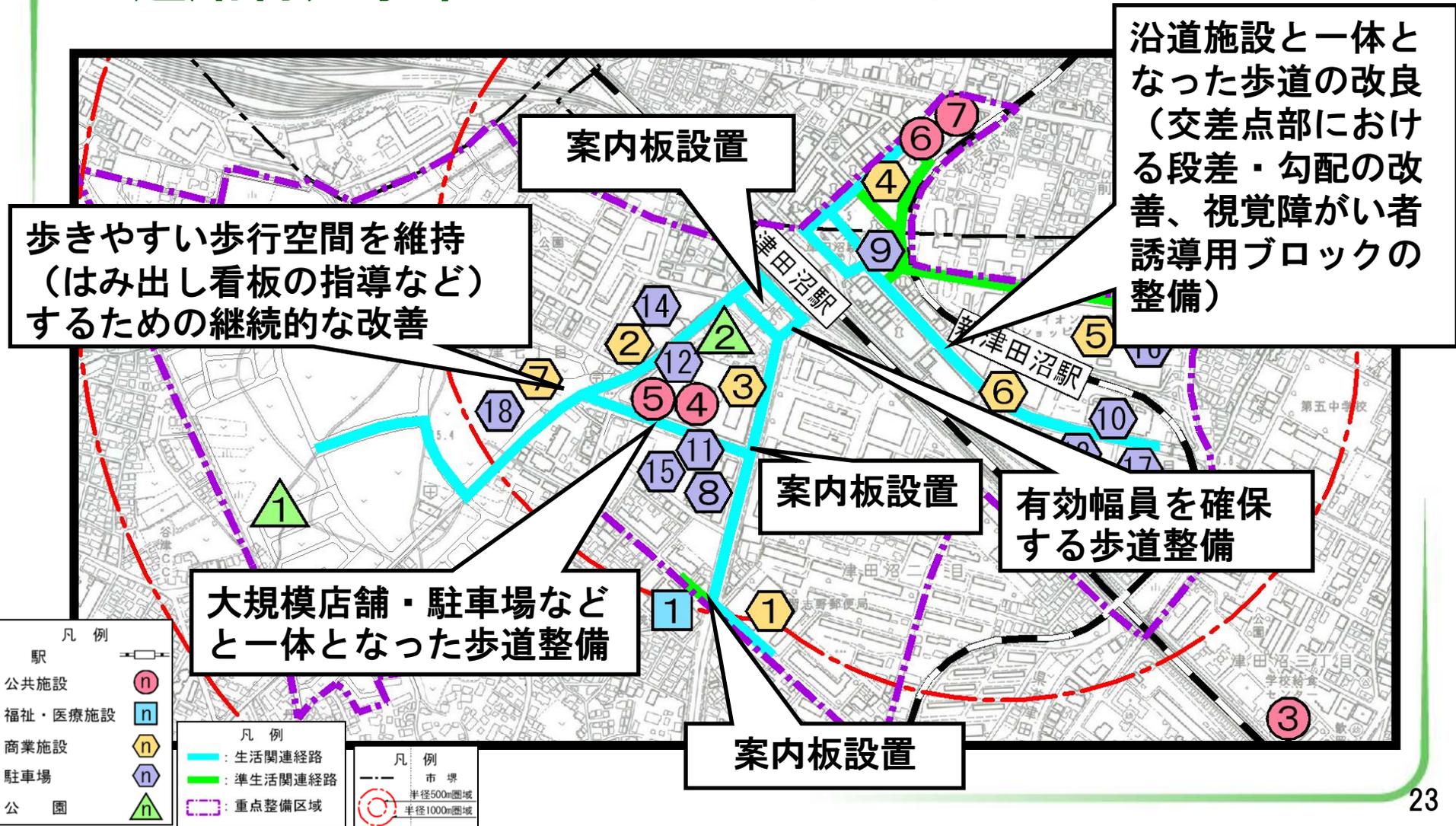
- ・対応可能な内容について整備を推進する。

※準生活関連経路

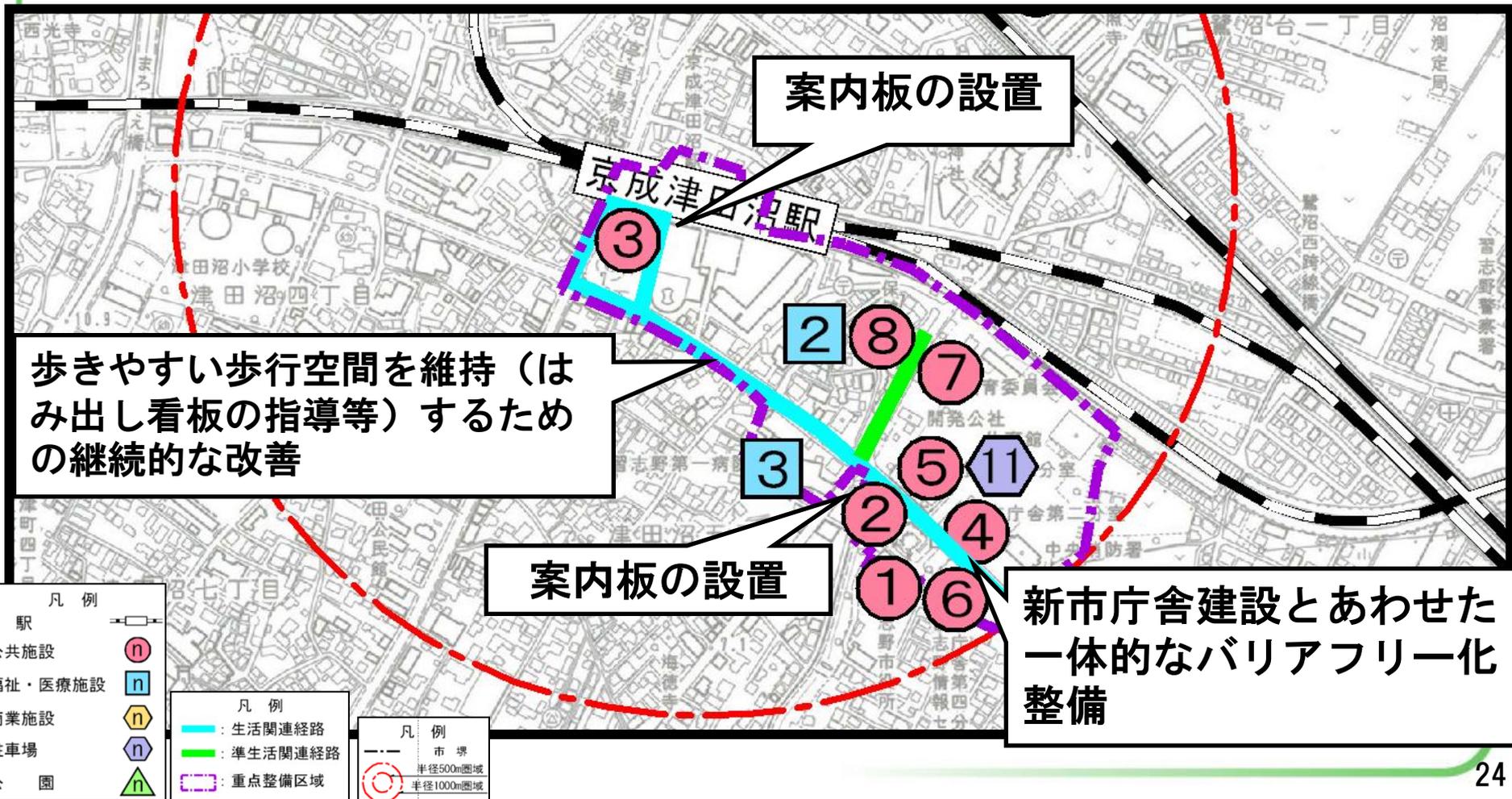
「一部区間で移動等円滑化基準を満たせないもの」

「整備目標年次までに移動円滑化基準に基づく整備が困難なもの」 22

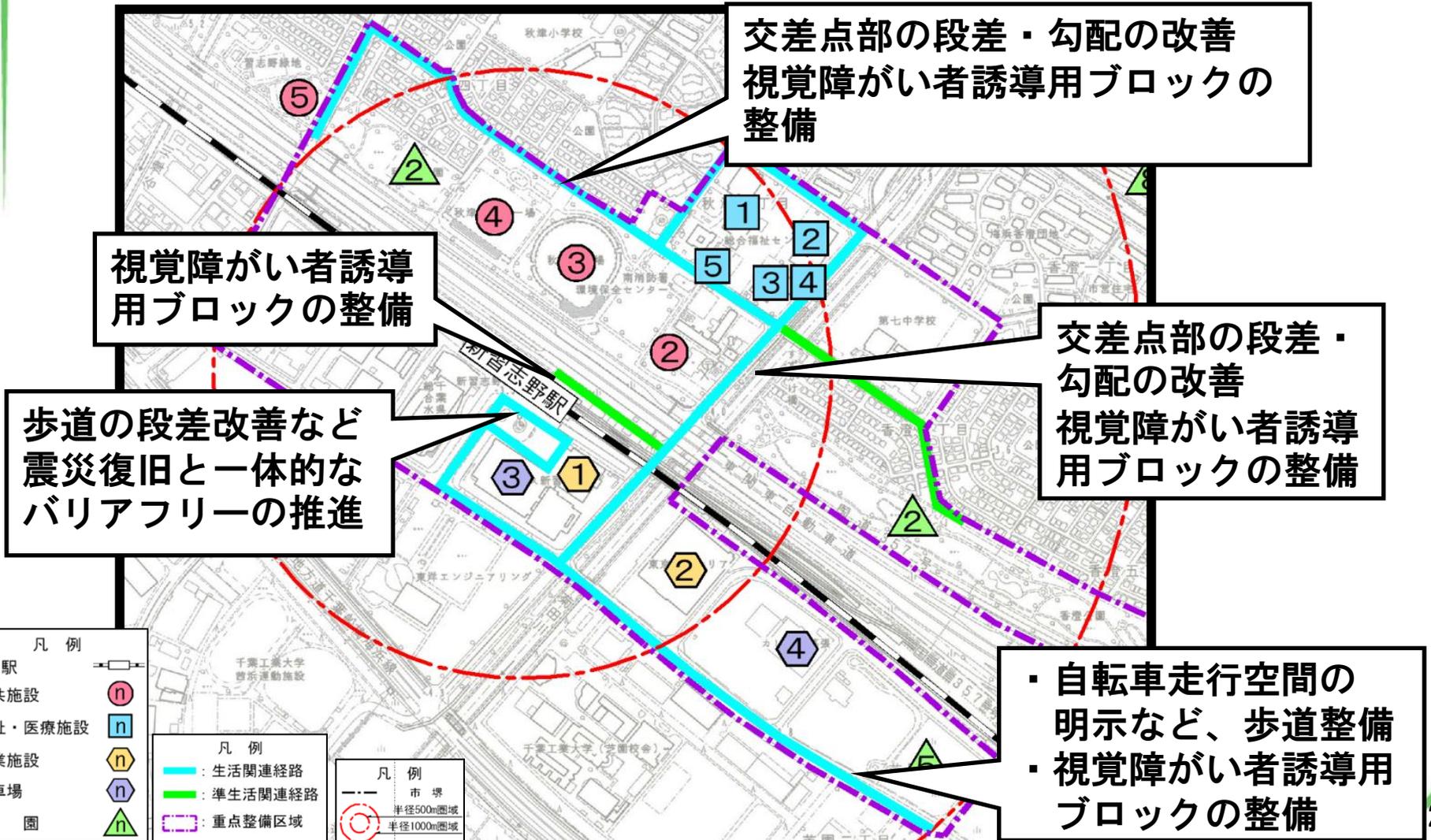
● 道路特定事業～JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区～



● 道路特定事業～京成津田沼駅周辺地区～



● 道路特定事業～JR新習志野駅周辺地区～



●交通安全特定事業

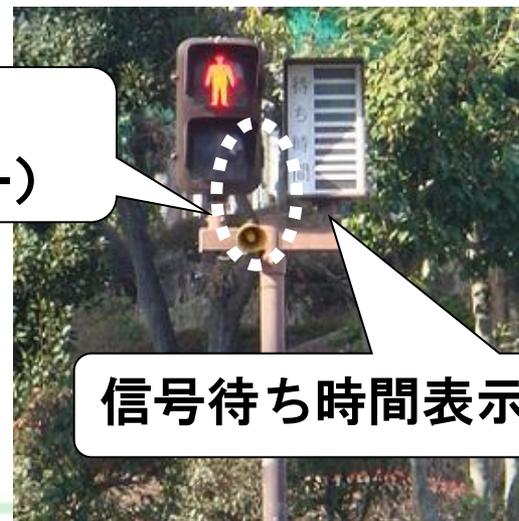
- (1) 信号機・標識（公安委員会）（国の目標：生活関連経路上100%）
- ・必要な箇所に、バリアフリー対応信号機の整備を図る。
 - ・交通標識や道路標示について、見やすいものにしていく。
- (2) 取締り（公安委員会）
- ・違法駐車行為を防止するための指導取締り及び関係機関団体等と連携した広報・啓発活動などを実施する。

※バリアフリー対応信号機

- ・視覚障がい者のための音響式信号機
- ・高齢者・障がい者等のための青時間延長
信号待ち時間表示のある信号機

音響
(スピーカー)

信号待ち時間表示



●その他の特定事業

●建築物、都市公園、特定路外駐車場について、各移動円滑化基準に基づき整備を推進する。

新設・改良時＝各移動円滑化基準（バリアフリー化基準）への
適合義務

既存の施設：基準適合の努力義務

(1) 建築物

- ・2,000㎡以上の特別特定建築物のバリアフリー化の推進を図る。
（国の目標：60%）
- ・公共施設は習志野市公共施設再生計画と整合を図りながら、
バリアフリー化の推進を図る。

(2) 都市公園

- ・公園施設のバリアフリー化の推進を図る。
（国の目標：園路・広場・駐車場60%、トイレ45%）

(3) 特定路外駐車場

- ・バリアフリー対応駐車場の整備を促進する。（国の目標：70%）

● 建築物特定事業

- 公共施設は、新設・増設・改築を行う際に「建築物移動等円滑化基準」「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を行う。
(船橋市、習志野市)
 - 民間施設へは、新設・増設・改築を行う際に上記の法、条例の趣旨や支援措置などを周知し、バリアフリー整備の促進を図っていく。
 - 既に整備が完了している建築物については維持管理に努める。
- ① 建物や部屋の出入口、廊下等などは十分な通行空間と平坦性を確保する。
 - ② 高低差がある箇所は、エレベーターやスロープを設置する。
 - ③ 建築物の各施設（トイレ、エレベーター、スロープ、駐車場等）は、高齢者、障がい者等にとって使いやすい構造とし、近くに見やすく分かりやすい案内表示を設置する。
 - ④ 建物の出入口に通じる通路（アプローチ）には、広い幅ですべりにくい表面とし、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。

●都市公園特定事業

- 都市公園施設は、国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」に基づき整備を行う。（習志野市）
- 既設の特定公園施設は、必要に応じて改修を行う。
- 既に整備が完了している特定公園施設については維持管理に努める。

- ①園路は十分な通行空間と平坦性を確保する。
- ②段差がある場合はスロープを設置する
- ③特定公園施設の位置を示した案内板を出入口付近に設置する
- ④休憩所の出入口の段差を解消する
- ⑤高齢者、障がい者等にとって使いやすいトイレ、駐車場、水飲み場、管理事務所（カウンター）を一施設以上整備する。

※特定公園施設

園路・広場、屋根付広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場・手洗い場、掲示板・標識

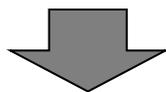
● 路外駐車場特定事業

- 特定路外駐車場は設置する際に国土交通省省令「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」に基づき整備を行う。
- 既設の特定路外駐車場は、法の趣旨などを周知し、バリアフリー化に努めるよう促進していく。
- 既に整備が完了している特定路外駐車場については維持管理に努める。

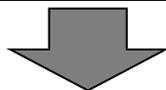
- ① 駐車場は建物の出入口の近くに、車いすを使用する方でも使いやすい駐車場を確保し、看板の設置や路面標示を行う。
- ② 車いすを使用する方でも使いやすい駐車場から出入口までは、十分な通行空間と平坦性を確保する。

● 今後の流れ

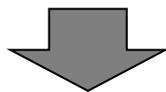
第3回習志野市バリアフリー基本構想策定協議会（今回）
習志野市から事業の方向性（案）を示したものを提示



1 2月～1月
施設の状況等を考慮して、各事業者に事業の方向性について
検討を行って頂く。



2月～3月
検討の結果を、基本構想（案）へまとめる。



第4回バリアフリー基本構想策定協議会
基本構想（案）を示す。

●これまでの交通バリアフリー基本構想における実践内容

- 学校教育での意識啓発（高齢者、障がい者等との交流会及び体験）
- 市民等の協力（市民を対象とした普及、啓発活動、交通マナーに関するモラル向上）
- 情報提供等（バリアフリー関連施設の情報提供）
- 市職員の意識啓発（職場内研修）
- 市民参加、当事者参加の促進

● バリアフリー基本構想策定協議会における主な指摘事項

- ・ 音響式信号の設置に係る住民の理解促進
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックへのはみ出し看板や放置自転車の撤去の協力
- ・ 心のバリアフリーはその地区だけの問題ではなく、全体の問題
- ・ 多様な立場の方の参加により、P D C Aを進めていく

● バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける主な指摘事項

- ・ はみ出し看板など店舗の協力
- ・ 身障者用乗降場とタクシー乗場の使い方のマナー啓発
- ・ 様々な立場の方の意見を踏まえた計画により、より良くなる
- ・ 利用者の使い方の意見を反映する仕組みづくり
- ・ 植樹や落ち葉などの維持管理への住民・利用者の協力

● ソフト施策の基本方針と三つの柱

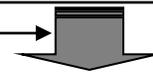
■ ソフト施策の基本方針：心のバリアフリーの推進

習志野市バリアフリー基本構想は、特別に配慮が必要な人への正しい理解を図り、支援体制の充実や環境の改善等により、社会参加の支援と、それを受け入れる行政及び市民の意識づくりを推進します。



■ ソフト施策における三つの柱

- 1) 障がい等に対する正しい理解の促進
- 2) 高齢者・障がい者等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進
- 3) 高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境の改善



- これまでの交通バリアフリー基本構想における実践内容
- バリアフリー基本構想策定協議会における主な指摘事項
- バリアフリーまち歩き点検ワークショップにおける主な指摘事項

ソフト施策のメニュー

●習志野市における心のバリアフリーに関する施策

■文教住宅都市憲章

■習志野市基本構想・基本計画

■習志野市障がい者基本計画

習志野市の障がい者の状況等を踏まえた障がい者施策の総合計画

■習志野市障がい福祉計画

■習志野市高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

■習志野市次世代育成支援対策行動計画

■習志野市

バリアフリー
基本構想

関連計画
(整合を図る)

1) 障がい等に対する正しい理解の促進

① 広報活動・講座活動

- 高齢者・障がい者等を理解する為の、市民を対象とした広報活動
- 高齢者・障がい者疑似体験会の実施
- 市内施設見学会
- 心のバリアフリー啓発用パンフレットの作成

② 地域住民による地域交流の拡充

- 交流による意識づくり
- 高齢者・障がい者との交流活動
- 高齢者・障がい者に対する手助け等の支援を積極的に行う等、協力の呼びかけ

③ 障がい（者）等の理解のための教育

- 市職員に対するバリアフリー教育
- 市民に対するバリアフリー教育
- 学校教育の一環としてのバリアフリー教育

④ 高齢者・障がい者等からの情報発信の促進

- 団体活動の支援
- 関係機関との連携



高齢者・障がい者等からの情報発信の促進（習志野市障がい者自立支援協議会発行誌「ならたく」）



高齢者・障がい者との交流活動（福祉ふれあいまつり）

2) 高齢者・障がい者等への支援体制の充実・地域による支え合いの推進

① ボランティア活動の活性化

- ボランティアに関する情報提供の充実
- 市民活動団体の情報発信のサポート（市民活動に対する理解を広げる）
- ボランティアの人材育成
- 障がい者とボランティアの自主活動の育成

② 身近な地域での支援体制

- 市民を対象とした広報活動

③ 就労支援

- 障がい者職場実習の受入
- 障がい者枠での職員採用等

習志野市ボランティア・市民活動センター

文字サイズ 小 中 大

どんなボランティア活動があるの？

- 自宅で行えるボランティア**
 - 使用済み切手・プリペイドカード、プラタブなどの収集・整理
 - ひとり暮らしの高齢者への声かけ
 - 手話や点字の学習 など
- 地域や職場でできるボランティア**
 - ボランティアグループ等での活動
 - 清掃活動・自然保護活動
 - 社会福祉協議会支部活動への参加
 - 福祉マップ作り
 - リサイクル活動
 - ご近所でのたすけあい活動 など
 - 募金や献血運動への協力
 - 病院や施設への付き添い
- 施設で行えるボランティア**
 - 話し相手・レクリエーション介助
 - 保育活動
 - リハビリのお手伝い
 - 理容・美容 など
 - 行事のお手伝い
 - リネン交換
 - 作業補助

ボランティア活動の活性化
(習志野市ボランティア・市民活動センター)

3) 高齢者・障がい者等の社会参加機会・環境の改善

①情報伝達・コミュニケーション支援推進

○点字表記等に配慮した情報案内の提供

②バリアフリーユニバーサルデザインの普及

○バリアフリー関連施設に関する情報提供

○駐輪やはみ出し看板の対策

○交通安全施設維持管理事業

情報伝達・コミュニケーション支援推進
(ホームページの音声読み上げ)



バリアフリー関連施設に関する情報提供
(習志野バリアフリーガイド)

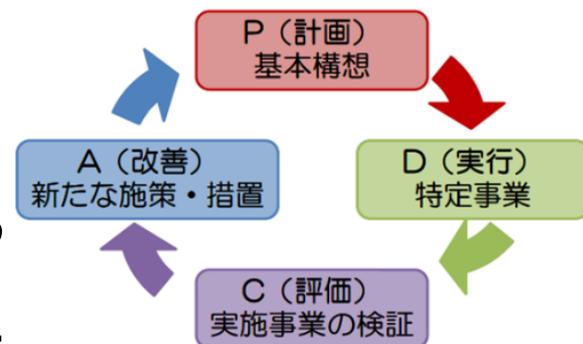
●スパイラルアップの考え方

スパイラルアップとは・・・

- ・バリアフリー法に改正されて、新たに謳われるようになった。
- ・PDCAサイクルをくり返し行い、検証結果に基づいて新たな施策や措置を講じることで、段階的・継続的な発展を図っていくもの。

ハード・ソフト共に、事業を実施する担当各課（庁内26課）により構成される「庁内検討会・作業部会」が節目毎に進捗状況の把握・評価を行い、各施設の進行管理を行います。

なお、進捗状況や進行管理状況については、事業者、市民、関係団体等に定期的に情報開示する仕組みを構築します。



進捗状況の把握・評価
(バリアフリー点検)

○今後のスケジュール

● 3月頃：「第4回バリアフリー基本構想策定協議会」

- ・ 基本構想（案）の策定
- ・ パブリックコメントについて

来年度

- 「パブリックコメント」の実施
- 「第5回バリアフリー基本構想策定協議会」
- 各特定事業計画の策定